



# あいづ

[発行] 自治労  
 福島県本都会津総支部  
 [所在地] 会津若松市西栄町  
 7-9 会津労働福祉会館2階  
 [連絡先]  
 jitirou.aizu@gmail.com  
 (携帯) 090-3361-8400

## 自治労福島県本都会津総支部 第60回定期大会



挨拶する高橋総支部長

○この「職場座談会」とは、執行部単組独自要求書を取りまとめ市当局に提出してきた。

### ① 会津若松市職労

▼去る3月11日(土)に会津若松市「ホテルニューパレス」において総支部第60回定期大会を開催しました。今回は、この大会特集として当日配付された資料「1単組1報告」集から、単組毎に特徴的な取り組みについてご紹介します。ぜひ、単組における今後の取り組みの参考としていただきたいと思います。

## 春闘

# 大会特集①・単組報告から

総支部第60回定期大会資料「1単組1報告」集から特徴的なものをご紹介、他単組の取り組みに学ぼう！

作成のパンフレットを使い、職場ごとに昼食休憩時や終業後の時間を利用して、昼食や軽食をとりながら話し合いを行うもの。各組合員の置かれた状況の中で発生している課題から、職場の要求を取りまとめていく。昼食や軽食等の経費は、市職労が補助している。

○市職労は、今年7月の会津若松市議会議員選挙において、現組織内議員の『高梨ひろし』氏を擁立し、3期目当選に向けて闘っていくことを決定した。

○市職労が、最初に組織内議員の擁立を目指すこととなったのは、76年(昭和51年)に、人勧による給与改定の議案が、一部の反動議員の策動によって否決されたことに始まる。賃金・労働条件の決定は、労使交渉と、それに基づく合意によるものではあるが、最終的には議会における条例等の議決が必要となる。組合員の声を議会の場や市民に向けて代弁できる組織内議員の存在が重要であるということから、現在に至っている。



高梨ひろし氏

### ② 喜多方市職労

○定年延長については、12月市議会において、ほぼ国の条例例のとおりに改正がなされ、現在、来年度60歳を迎える職員へ、定年延長するか否かの意向調査が実施されている。

○定年延長後の組織化(組合員化)が大きな課題となっている。市職労では、管理職となった方についても、福利厚生協力員として月3千円を徴収し、自治労共済の継続利用、組合が実施する厚生事業への参加等の対応をとっている。定年延長に伴い、管理職が組合員に戻り、通常の組合費を支払うというのはかなりハードルが高い。

### ③ 猪苗代町職労

○本年2月に春闘に向け全組合員アンケートを実施した。

## 当面の日程

- 3月24日(金) 県市町村行政課・市長会交渉
- 3月28日(火) 県町村会交渉
- 3月31日(金) 〇県本部・共済県支部 合同離任式
- 〇退任役員挨拶まわり
- ※上記全て県本部の日程です。

他単組の取り組みに学ぼう！

④ 磐梯町職労

集約の結果、次のような要求を行うこととした。(概要を記載)
・ 県職員と同等の給与水準確保
・ 安心して休暇を取得できる人員確保。専門職の採用、育成。
・ 日直についての外部委託化。
・ 親の通院等のための休暇新設。
・ 適切な職場室温の確保。

○1月に春闘職場オルグを実施し、独自要求書を作成、提出した。主な要求内容は次のとおり。
・ 人員確保。
・ 人事評価制度の適正運用。
・ 軽装執務の通年実施。

○20年度から行われてきた独自カットがこの3月で終了する。今後は、このようなことが繰り返されぬよう交渉等を強化する。
○昨年10月、組合結成60周年記念事業を実施。

⑤ 西会津町職労

○確定闘争で、県の通勤手当、宿日直手当が引き上げられ、これが当町の手当引き上げにつながった。県職連合の取り組みの成果が波及したものであり、組合活動の意義を改めて実感できた。

○春闘については、全組合員を対象としたアンケートを行っており

⑥ 会津坂下町職労

毎年、回収率は9割程度となっており、これが交渉における大きな力となっている。
○初任給の引上げ要求を行っているが、近隣自治体との比較を理由に実現には至っていない。単組単独で解決できない課題と認識している。

○毎年恒例の春闘討論集会は、悪天候により中止となったが、組合員アンケートにより集約した意見をもとに要求書を作成、提出した。

○定年延長に関する条例は改正済。通勤手当・宿日直手当改正は3月議会に上程済。何れも交渉により確認している。

○この間、退職者不補充の状況が続いており、多くの職場で人員不足が顕著となっている。また、計画性のない職員採用により、年齢や役職の構成に不均衡が見られると同時に専門職が不足しており、業務に支障が出始めている。

○数年後に控える新庁舎の建設に合わせて、交渉の中で組合事務所確保等について協議し、前向きな回答を得ている。



⑦ 湯川村職労

○秋闘において、「子の看護休暇」の適用範囲を広げた「家族看護休暇」を勝ち取った。これにより「義務教育終了までの子」であった看護対象が、「配偶者、子、孫、祖父母、配偶者の父母・祖父母」まで対象が広がった。
○春闘では、この間の物価高騰による生活への影響を強く受けている若年層の状況を改善すべく、(他市町村と比較して昇格運用の悪い)1級から2級への昇格基準の見直しを強く求めている。

記載以外の単組の報告は次号に続きます!



編集後記

▼ようやく春らしい気候が続くようになりました。桜の便りが待ち遠しい季節です。

▼さて、私は総支部のHPとともに、県本部のHPも担当しています。この県本部HPのトップページには、「組合員の皆さんからご提供いただいた写真」を掲載していますが、もうすぐ「ネタ切れ」になりそうです。これからは桜をはじめ、花々が咲き始める季節。ぜひ、ご自慢の1枚に①写真の説明、②単組名、③お名前(またはニックネーム)を添えて、下のアドレスへお送りください。よろしくお願いたします。(坂内)

fukushimajichiro@gmail.com

《自治労共済 掛金試算QRコード》

じちろうマイカー共済

アクセスコード「jichiro」

①車検証、②現在ご加入の保険証書をお手元にご準備ください。



団体生命共済(新制度)



各単組とも、春闘の「詰めの協議・交渉」を!

